

# 差分解析を活用した4巡目橋梁定期点検の高度化・効率化 と長期包括的民間委託導入可能性調査業務 公募型プロポーザル実施要領

差分解析を活用した4巡目橋梁定期点検の高度化・効率化と長期包括的民間委託導入可能性調査業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

## 1 業務の趣旨・目的

本業務は、前橋市が管理する橋梁について、今後急速に進行する老朽化に対応し、持続可能な維持管理体制を構築することを目的とします。

特に、小規模で比較的損傷の少ない橋梁が多数を占める本市においては、全橋一律の点検では必要以上の管理となり、財政面および人的資源の不足が課題となっています。

このため、同様の課題を抱える他自治体の先導モデルとなることを目指し、以下の手法を組み合わせ新たな橋梁維持管理手法の構築を図ります。

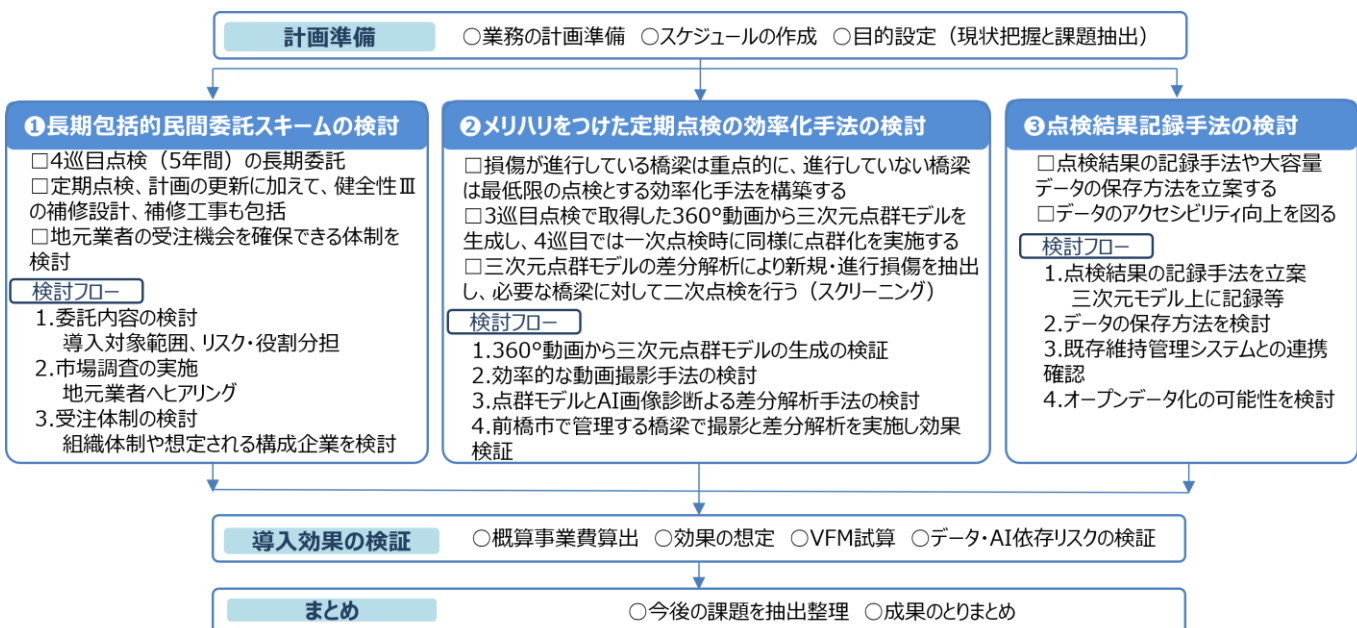
- ・ 360° 動画から生成した三次元点群モデルの活用
- ・ 差分解析により損傷程度を評価しスクリーニング
- ・ 点検・設計・工事を包括した長期民間委託

これにより、メリハリをつけた定期点検手法を確立し、「高度化・効率化」と「官民連携」を両立した先導的なインフラマネジメントを実現することを目指します。

## 2 業務の内容・概要

(1) 業務名 差分解析を活用した4巡目橋梁定期点検の高度化・効率化と長期包括的民間委託導入可能性調査業務

(2) 業務内容 以下業務フローを想定している



※詳細な内容については、別紙「仕様書（案）」のとおり

なお、契約時における仕様書は、優先交渉者として選定された応募者の企画提案内容に応じて変更することがあります。

### 3 予算額

15,730,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
を予算の上限額とします。

### 4 契約期間・履行期間

契約締結日翌日から令和9年3月5日まで

### 5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 令和8・9年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：検査・分析・調査」が含まれていること。
- (2) 令和8・9年度前橋市測量建設コンサルタント入札参加資格において、「土木関係建設コンサルタント業務のうち鋼構造及びコンクリート」に入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 応募申請の日から契約締結日までの期間に前橋市指名停止措置要綱（平成6年3月29日伺定め。以下、「指名停止措置要綱」という。）第2条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱（平成23年3月17日伺定め）第2条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者。）であること。
- (8) 本契約に係る業務の履行に際し、配置技術者として自社の社員（応募申請の日時点で3か月以上の雇用関係があるもの）で以下の要件を満たす技術者を配置すること。  
なお、主任技術者と照査技術者の兼任は認めない。  
ア 主任技術者  
業務の技術上の管理を行う主任技術者は、次のいずれかの資格保有者とする。

- ・技術士 総合技術監理部門（選択科目は建設－鋼構造及びコンクリート）
- ・技術士 建設部門（選択科目は鋼構造及びコンクリート）

#### イ 照査技術者

成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者は、主任技術者と同等程度以上のもので、次のいずれかの資格保有者とする。

- ・技術士 総合技術監理部門（選択科目は建設－鋼構造及びコンクリート）
- ・技術士 建設部門（選択科目は鋼構造及びコンクリート）

## 6 スケジュール

プロポーザル公告日	令和8年6月 2日（火）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和8年6月 2日（火）
質問受付期間	令和8年6月 2日（火） ～令和8年6月15日（月）
質問書への回答期限	令和8年6月18日（木）まで随時回答
提出書類受付期限	令和8年7月 2日（木）必着
審査委員会の実施	令和8年7月10日（金）予定
審査結果の通知	令和8年7月下旬予定
契約締結、業務開始	令和8年8月上旬予定

※応募者多数の場合は、書類審査による一次審査を実施する場合があります。

## 7 質問受付及び回答

質問受付期間	令和8年6月2日（火）から令和8年6月15日（月）まで
質問様式	別紙質問票様式（様式5）
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メール：dourokensetsu@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、随時、本市ホームページ上に公開します。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問書」としてください。</li> <li>・定められた様式以外での質問は行わないでください。</li> <li>・電子メール以外での質問は行わないでください。</li> <li>・説明会は実施しません。</li> </ul>

## 8 応募の手続き等

「5 応募資格」をすべて満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

### (1) 応募申込書について

ア 受付期間 令和8年6月2日（火）

～令和8年7月 2日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出先 〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号  
前橋市建設部道路建設課保全係（担当：飯塚、中野）

ウ 提出方法 持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）による

エ 提出書類

- |  |    |
|--|----|
| ① 応募申請書（様式1）                                     | 1部 |
| ② 業務実施体制申告書（様式2）                                 | 9部 |
| ③ 主任技術者経歴書および照査技術者経歴書（様式3）<br>雇用関係確認書類、資格証明書を含む。 | 9部 |
| ④ 誓約書（様式4）                                       | 9部 |
| ⑤ 企画提案書（様式自由）                                    | 9部 |
| ⑥ 会社概要（パンフレット、企業概要等）                             | 9部 |

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折込をすること。ただし、提出書類一覧の他に、審査及び選考上、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 見積書の提出について

- ア 受付期間・提出方法は企画提案書に同じ
- イ 必要部数 9部
- ウ 見積金額内訳明細書（任意様式）を添付すること。

(3) 提出書類の取り扱い

- ア 記載内容の変更等の禁止  
提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- イ 提出書類の返却  
提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- ウ 費用について  
応募申請に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- エ 公表について  
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
- オ 資料の取扱い  
市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

## 9 審査

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング並びに価格点による審査委員会を実施し、その結果、最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優

先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 審査委員会の実施

選定審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

期 日：令和8年7月10日（金）予定

(ア) 時間及び場所は該当者に個別に通知します。

(イ) 参加人数：入室は3人までとします。

(ウ) 提案時間：1者ずつの呼び込みとし、説明20分以内、質疑15分以内とします。

審査項目：「(2) 審査基準」

実施方法：対面方式

結果通知：令和8年7月下旬予定

※審査を受けた応募者全てに通知するとともに、本市ホームページにおいて公表します。

(2) 審査基準

審査項目	配点	内訳	審査の視点	評価基準
①業務理解度	10	10	【的確性】 業務の趣旨・目的の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の課題理解</li> <li>・小規模橋梁が多い特性の理解</li> <li>・調査目的との整合性</li> </ul>
②技術提案内容	70	20	【妥当性】 差分解析・点群活用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・360° 動画から点群生成・差分解析の手法が具体的か</li> <li>・新規損傷・進行損傷の抽出手法が明確か</li> <li>・実務に適用可能な制度・運用を考慮しているか</li> <li>・点検支援技術性能カタログ（国土交通省）に掲載された技術を活用しているか</li> </ul>
		20	【効率性】 点検手法の効率化 (スクリーニング手法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メリハリ型点検の具体的な仕組み</li> <li>・スクリーニングのロジック</li> <li>・二次点検選定の合理性</li> </ul>
		15	【活用性】 データ管理・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大容量データの保存方法</li> <li>・アクセシビリティ向上策</li> <li>・システム連携・活用性</li> </ul>
		15	【包括性】 包括委託提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託範囲（点検・設計・工事）の整理</li> <li>・市場性の分析・実現可能性</li> <li>・リスク分担・スキームの妥当性</li> </ul>
③実施体制	15	15	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理技術者の能力</li> <li>・点群処理ソフトウェアの開発・解析アルゴリズムに精通した専門技術者（点群・AI）の配置</li> <li>・橋梁維持管理に精通した専門技術者（橋梁）の配置</li> <li>・実行可能な体制か</li> </ul>
④価格	5	5	見積金額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容とのバランス</li> <li>・過不足ない積算</li> </ul>

### (3) 選定審査委員会

選定に当たっては、選定審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて応募者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

### (4) 選定基準

- ① 事業の理念及び仕様書（案）に基づく運営が図られるか。
- ② 事業の運営を安定的に行うことができる能力を有し、意欲があるか。  
なお、次に該当する応募は失格とします。
  - ・ 資格要件を欠くもの
  - ・ 提出書類に虚偽の記載があったもの
  - ・ 本業務の履行が困難だと認められる状況に至った場合
  - ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
  - ・ 見積金額が「3 予算額」に記載の予算上限額を超える場合
  - ・ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
  - ・ 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
  - ・ その他選定に係る不正行為があったもの
  - ・ 本実施要領（仕様書及びこれに附属する書類を含む。）に記載された条件に適合しない場合

### (5) 契約候補者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、総合点が最も高い者を契約候補者（優先交渉者）として選定します。
- ② 契約候補者となるための最低基準点は、50点とします。これ以上の点数を得た応募者の中から、契約候補者を選定します。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

### (6) その他留意事項

- ① 審査内容及び結果についての質問等は受け付けません。また、審査結果に関する異議申し立ては受け付けません。
- ② 応募団体に関する実地調査  
選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。
- ③ 選定審査委員との接触  
応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。
- ④ 提案の辞退  
企画提案書の提出後に辞退をする場合には、審査委員会前日の正午（午後0時）ま

でに、辞退届（様式6）を前橋市建設部道路建設課に持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）により提出すること。

## 10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は本市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は本市に帰属します。
- (4) 契約保証金有り（別紙「契約保証金の納付等について」を参照してください。）
  - ① 契約候補者は、契約締結の日までに次のいずれかの保証を付さなければならない。
    - ア 契約保証金の納付による保証
    - イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
    - ウ 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結による保証
  - ② ①の規定にかかわらず、過去2年の間に、本市、国（独立行政法人等を含む。）又はその他の地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であって、落札決定後2日以内（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する市の休日を除く。）に契約保証金免除申請書を提出し、審査の結果、承認された場合には、契約保証金を免除するものとする。
  - ③ ①に掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とすること。

## 11 別添資料等

- (1) 業務仕様書（案）
- (2) 事業者選定委員会設置要綱
- (3) 事業者選定審査要領
- (4) 各様式
- (5) 契約保証金の納付等について

## 12 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市建設部 道路建設課 保全係

担当 飯塚、中野

電話番号 027-898-6828

Email: dourokensetsu@city.maebashi.gunma.jp